

(様式第 1 号)

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

寒河江市簡易公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 委託業務名

YouTube 等の動画配信サービスを利用した特産品プロモーション業務委託

2 委託業務の内容

寒河江市の特産品の認知度向上やシティプロモーションを目的とした、動画等によるプロモーション業務を委託する。詳細は「YouTube 等の動画配信サービスを利用した特産品プロモーション業務委託仕様書」のとおり。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成 9 年市規則第 1 2 号）第 2 5 条第 3 項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに登録申請し、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 寒河江市業務委託契約約款第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に該当するものではないこと。
- (5) その他、当該委託ごとに市長が別に資格を定めるときは、当該資格を有する者。

5 手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒991-8601

寒河江市中央1丁目9番45号

寒河江市さくらんぼ観光課ふるさと納税振興室

電話：0237-85-1437

(2) 参加申込書等

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第2号）を次に掲げる期間内に提出するものとする。

- ア 受付期間 令和7年11月10日（月）から令和7年12月10日（水）まで必着（市の休日を除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 受付場所 (1)の担当課
- エ 受付方法 持参又は郵送（必着）による提出
- オ その他 「YouTube等の動画配信サービスを利用した特産品プロモーション業務委託簡易公募型プロポーザル実施要領」を確認し、質問書及び企画提案書等についても遺漏のないよう提出すること。

6 その他

- (1) 参加に関する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 詳細はプロポーザル実施要領及び仕様書によるものとする。
- (5) プロポーザルの選定方法は、プロポーザル審査委員会において選定することとし、審査結果を通知するものとする。また、その参加者に対し、選定者の決定及び通知相手方の点数を通知するが、審査の過程については非公開とする。